



5. 計画の管理・推進体制

5.1 計画のフォローアップ

第2次計画で示す施策・取組について、進捗状況に関するフォローアップを毎年実施し、第2次計画の取組状況やぐんま・県土整備プランの改定、自転車利用のニーズの変化を踏まえて、PDCA サイクルに則った計画の見直しを図ります。

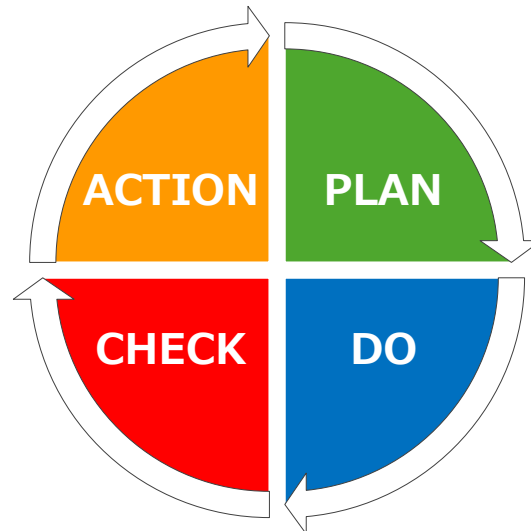


図 5-1 PDCA サイクル

5.2 計画指標

第2次計画では、各目標に対し、以下の指標により取組の進捗・効果を評価します。

指標1：自転車通行空間の整備延長

群馬県内の道路における自転車ネットワーク路線の自転車通行空間整備済み延長

現況値：230.8km[令和6年度末]

目標値：449.7km[令和16年度末]

指標2：自転車用ヘルメットの着用率

自転車利用時の自転車用ヘルメット着用者数の割合

現況値：40%[令和6年度末]

目標値：70% [令和16年度末]



5.3 推進体制

第2次計画の基本方針に基づき、自転車の安全性向上や利用拡大に向けた施策を推進するため、第1次計画に続き、学識経験者、庁内各課、市町村、警察、教育委員会、交通事業者、自転車関係団体で構成された「群馬県自転車活用推進計画評価委員会」により計画を推進します。

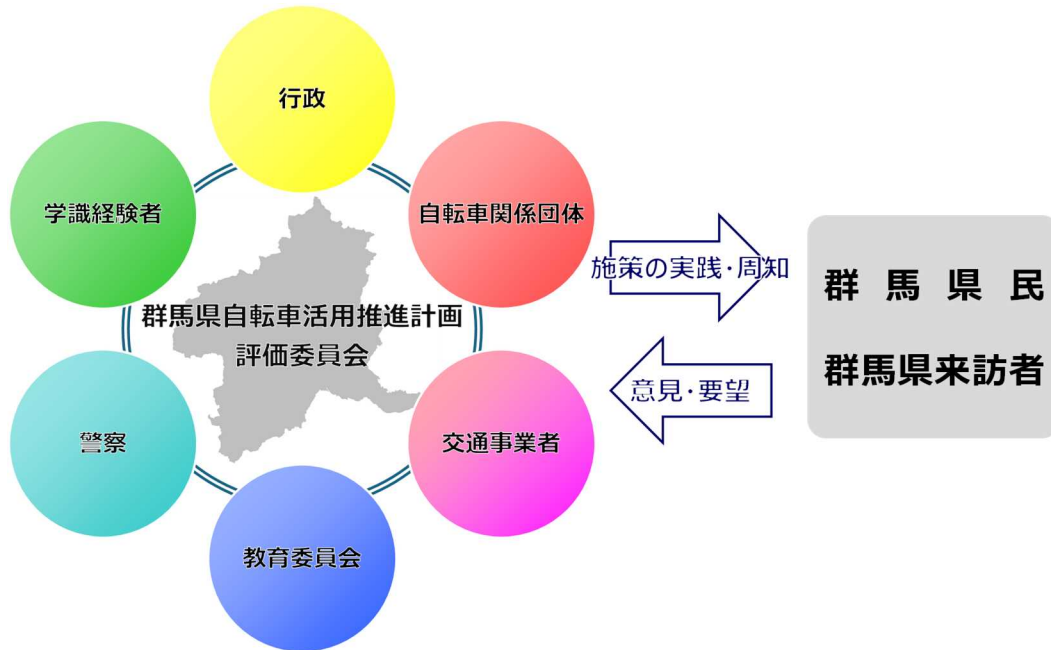


図 5-2 評価委員会による計画推進



群馬県自転車活用推進計画評価委員会

群馬県自転車活用推進計画評価委員会設置要綱

(目 的)

第1条 平成31年3月に策定した「群馬県自転車活用推進計画（以下、「計画」という。）を効果的かつ円滑に評価・改定するため、広く関係する自治体及び事業者等が参画し、計画内容を協議する場として、「群馬県自転車活用推進計画評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置く。

(1) 委員長は群馬県県土整備部技監とする。

(2) 委員長が必要と認めるときは、随時、委員を加えることができるものとする。

(運 営)

第3条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、主宰する。

2 委員会は、第4条に掲げる事項について審議し、決定する。

3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画に関する基本事項に関すること。

(2) その他、計画に関する重要事項に関すること。

(事務局等)

第5条 委員会の事務局は群馬県県土整備部道路管理課に置き、必要に応じ関係課を招集する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行する。



群馬県自転車活用推進計画評価委員会 委員名簿

	所属・職
学識経験者	群馬大学 名誉教授 西薊 大実
民間・団体	群馬県高等学校PTA連合会長
	群馬県小中学校PTA連合会長
	上毛電気鉄道(株)取締役社長
	群馬県サイクリング協会理事長
国	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長
県	群馬県県土整備部技監
	群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長
	群馬県県土整備部道路管理課長
	群馬県県土整備部道路整備課長
	群馬県県土整備部都市計画課長
	群馬県県土整備部都市整備課長
	群馬県生活こども部私学・青少年課長
県教育委員会	群馬県教育委員会健康体育課長
県警本部	群馬県警察本部交通部交通企画課長
	群馬県警察本部交通部交通規制課長
市町村	群馬県市長会 代表 前橋市未来創造部交通政策課長
	群馬県町村会 代表 吉岡町建設課長

また、第2次計画の策定では以下の2名のアドバイザーより助言をいただきました。

	所属・職
アドバイザー	早稲田大学理工学術院社会環境工学科 教授 森本 章倫
	特定非営利活動法人自転車政策・計画推進機構 理事長 古倉 宗治